

電力需給契約仕様書

1 概要

- (1) 供給場所 航空自衛隊春日基地（北地区）
福岡県春日市原町3丁目1番地1号
- (2) 業種及び用途 国家事務公務 航空自衛隊

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電設備の総容量、コンデンサー容量及び受電方式

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電設備の総容量	4,515kVA
カ コンデンサー容量	250kVA
キ 受電方式	1回線受電

- (2) 契約電力、予定使用電力量及び予定平均力率

ア 契約電力 1,188kW

契約上使用できる電気の最大電力をいい、電力需給用複合計器「30分最大需要電力計」により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。

契約電力算出「北地区」：別紙第1のとおり。

イ 予定使用電力量 4,413,630kWh

月別予定使用電力量「北地区」及び季時別予定使用電力量：別紙第2のとおり。

ウ 予定平均力率は、毎月100%とする。

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率0%とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

- (4) 履行期間

自令和4年4月1日00:00 至令和5年3月31日24:00

- (5) 電力量の検針

ア 自動検針装置	有り（記録型計量器）
イ 電力会社の検針方法	大口自動検針用伝送端末（遠制回線用）による自動記録
ウ 電力量計構成	変成器付複合計器（時間帯別・精密級） 富士電機メーター株式会社 FP3E15-R形 屋内耐候形 三相3線式 110V 5A 60Hz 1000pulse/kWs 1000pulse/kvars SP: 50000pulse/kWh 2000pulse/kWh

- (6) 計量器による記録
計量器内での計量値の記録は、原則として、毎月1日の午前0時に行うものとする。
- (7) 供給地点
春日基地（北地区）の構内1号柱に設置した開閉器の電源側接続点
- (8) 計量地点
春日基地（北地区）の構内に電力会社が設置するVCT（計器用変圧変流器）の電源側接続点
- (9) 保安上の責任分界点
供給地点に同じ。
- (10) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ(ただし、計量地点に電力会社が設置した計量装置は電力会社の所有とする。)
- (11) その他
 - ア フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
 - イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、一般送配電事業者（電力会社）及び特定規模電気事業者の定める標準供給条件等による。

契約電力算出「北地区」

1 過去1年間の月別最大需要電力
令和3年度月別実績

月	最大需要電力 (kW)
4月	523
5月	643
6月	1,018
7月	1,174
8月	1,188
9月	1,162
10月	1,027
11月	682
12月	823
1月	881
2月	792
3月	653

※ただし、11月～3月までの間は令和2年度の実績とする。

2 令和4年度の契約電力は、令和3年度8月の最大需要電力1,188kWとする。

月別予定使用電力量「北地区」及び季時別予定使用電力量

1 月別予定使用電力量「北地区」

(期間：令和4年4月～令和5年3月)

月	電力量 (kWh)
4月	254,009
5月	265,642
6月	388,082
7月	508,810
8月	502,918
9月	456,048
10月	381,533
11月	293,395
12月	369,384
1月	388,625
2月	307,704
3月	297,480
計	4,413,630

2 季時別予定使用電力量
細部は付紙のとおり。

季時別予定使用電力量

(北地区)
(期間：令和4年4月～令和5年3月)

(単位：kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
夜間時間使用量	113,486	129,596	146,684	207,954	211,257	192,719	155,855	135,796	164,106	190,081	139,515	125,318	1,912,317
昼間時間使用量	140,573	136,046	241,398	228,950	223,081	201,084	225,678	157,599	205,278	198,544	168,189	172,162	2,299,582
ピーク時間使用量	0	0	0	70,906	68,580	52,245	0	0	0	0	0	0	201,731
使用量合計	254,059	265,642	388,082	508,810	502,918	456,048	381,533	293,395	369,384	388,625	307,704	297,480	4,413,630

※ 夜間時間使用量 ピーク時間および昼間時間以外の時間で使用する電力量をいう（(休日等)を含む。）。

昼間時間使用量 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量をいう。ただし、ピーク時間および以下の(休日等)に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。

ピーク時間使用量 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量をいう。ただし、以下の(休日等)に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。

(休日等) 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

(季節区分) 夏季：毎年7月1日から9月30日までの期間

入札参加希望者 各位

契約担当官

航空自衛隊西部航空警戒管制団

会計隊長 江口 圭介

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について
(依頼)

標記について、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等について、下記のとおり提示しますので、条件等をお読みの上、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、公告に示した期日までに西部航空警戒管制団会計隊契約班まで提出して下さい。

記

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、次の配点表①から④までに示す得点の合計が70点以上であること。

配点表（九州電力管内）

要素	区分	配点
①令和元年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
②令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50 %以上	20
	5.00 %以上 7.50%未満	15
	2.50 %以上 5.00%未満	10
	0 %超 2.50%未満	5
	活用していない	0

各用語の定義

用語	定義
①令和元年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	<p>「令和元年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和元年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和元年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (kWh) を令和元年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式) 令和元年度の未利用エネルギーの活用状況 (%) = 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量 ÷ 令和元年度の供給電力量 (需要端) × 100</p> <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が半明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が半明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。</p> <p>(1) 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) (以下「FIT法」という。) 第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>(3) 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和元年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式による。</p> <p>(算定方式)</p> <p>令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100</p> <p>① 令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kwh))</p> <p>② 令和元年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証明の量 (kwh) (ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p>

	<p>⑥ 令和元年度の供給電力量 (需要端 (kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kw 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。<u>(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については、含まない。)</u></p> <p>2 令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和元年度の供給電力量 (⑥) には、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約相手方は、契約期間の1年間についても、前項第1号の配点表の評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 前項第1号の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間終了後、可能な限り速やかに前項第1号の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

3 入札の無効

入札心得に定める場合及び第1項に定める条件に満たない者の入札は、無効とする。

- 添付書類：1 各用語の定義
2 適合証明書

